

第百六十九回国
参議院
国土交通委員会
會議録第十三号

平成二十年六月三日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月三十日

辞任

水岡 俊一君

六月二日

辞任

藤本 祐司君

補欠選任

田名部匡省君

補欠選任

石井 一君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

吉田 博美君

長浜 博行君

室井 邦彦君

谷川 秀善君

鶴保 庸介君

鰐淵 洋子君

委員

池口 修次君

石井 一君

大江 康弘君

川上 義博君

田中 康夫君

田名部匡省君

広田 一君

山下八洲夫君

佐藤 信秋君

伊達 忠一君

長谷川大紋君

藤井 孝男君

山本 順三君

脇 雅史君

淵上 貞雄君

国務大臣

国土交通大臣

冬柴 鐵三君

大臣政務官

国土交通大臣政務官

山本 順三君

事務局側

常任委員会専門員

伊原江太郎君

本日の会議に付した案件

○港湾法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(吉田博美君) ただいまから国土交通委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨日までに、水岡俊一君及び藤本祐司君が委員を辞任され、その補欠として田名部匡省君及び石井一君が選任されました。

○委員長(吉田博美君) 港湾法の一部を改正する法律案を議題といたします。
政府から趣旨説明を聴取いたします。冬柴国土交通大臣。

○国務大臣(冬柴鐵三君) ただいま議題となりました港湾法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

我が国においては、大地震や台風に伴う豪雨、高潮等の自然災害により、毎年、多くの国民の安全で安心な暮らしが脅かされており、国民の生命、財産を守るための防災・減災対策の強化に対する要請がますます高まっております。こうした中で、港湾については、今後想定される首都直下地震等の非常災害発生時に、人的、物的被害の軽減を図るとともに経済社会活動の継続性を確保するため、広域的な緊急輸送活動及び港湾施設の応急復旧の拠点としての機能を強化することが求められております。

また、我が国の国際コンテナターミナル等においては、米国同時多発テロを契機として、保安対策の強化を図ってまいりましたが、我が国の港湾の国際競争力を強化するためには、これらの港湾施設の管理に電子情報処理技術の導入を進め、保安の確保と物流の効率性の向上との両立を適切に図ることが求められております。

さらに、港湾サービスの料金の面では、入港料率の設定等の手続を簡素化し、港湾管理者による港湾管理の自主性の向上を図ることが求められております。

このような状況を踏まえ、この度の法律案を提案することとした次第です。
次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、港湾の適切な管理を通じて国民の安全及び安心の確保を図るため、首都直下地震等の非常災害発生時に、広域的な緊急輸送の確保その他の災害応急対策の拠点となる港湾施設については国土交通大臣が自ら管理することができるとしてあります。

第二に、港湾における迅速かつ安全な貨物の移動を確保するため、国際コンテナターミナルへの人の出入りを確保かつ円滑に管理するシステムについて、国土交通大臣が設置及び管理をすることができるとしてあります。

第三に、政令で定める重要港湾の入港料の料率について、国土交通大臣への事前協議は上限の設定又は変更を行う場合に限り、当該上限内での変更については事前届出に緩和することとしてあります。

その他、これらに関連いたしましたして、所要の規定の整備を行うこととしてあります。
以上がこの法律案を提案する理由です。
この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○委員長(吉田博美君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。
本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。
午前十三時三十分散会

五月三十日本委員会に左の案件が付託された。

一、国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業に関する請願(第二六二二号)

第二六二二号 平成二十年五月十六日受理

国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業に関する請願

請願者 長野県東御市八重原八二一 児玉 薫 外九十九名

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第一七〇〇号と同じである。

六月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、港湾法の一部を改正する法律案

港湾法の一部を改正する法律案

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の二第二項中「料率を定めて」を「料率の上限を定め、国土交通省令で定めるところにより」に、「その料率」を「これ」に、「同様である」を「同様とする」に改め、同条第三項中「前項」を

「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の港湾管理者は、同項の同意を得た料率の上限の範囲内で料率を定め、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第五十条の二第一項に次の一号を加える。

三 重要国際埠頭施設（国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第二十九条第一項に規定する重要国際埠頭施設をいう。次項において同じ。）の制限区域（同条第一項の規定により設定及び管理されるものをいう。）に出入りする者の個人識別情報（写真その他の個人を識別することができる情報であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を国土交通省令で定める方法で照合することにより当該制限区域への人の出入りを確かかつ円滑に管理するためのもの

第五十条の二第二項中「又は同項第二号」を「同項第二号」に改め、「除く。」の下に「又は同項第三号の電子情報処理組織を使用する重要国際埠頭施設の管理者若しくは当該電子情報処理組織による個人識別情報の照合を受ける者」を加え、同条第六項を次のように改める。

6 前各項（第三項を除く。）の電子情報処理組織とは、次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

一 第一項第一号に掲げるもの 国土交通大臣の指定する電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と港湾管理者並びに申請等をする者及び処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織

二 第一項第二号に掲げるもの 国土交通大臣の指定する波浪情報等の収集のための機器と波浪情報等の提供を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報

報処理組織

三 第一項第三号に掲げるもの 国土交通大臣の指定する電子計算機と個人識別情報の照合のための機器とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織

第五十五条の三の次に次の一条を加える。
（国土交通大臣による港湾広域防災施設の管理等）

第五十五条の三の二 国土交通大臣は、広域災害応急対策（一の都道府県の区域を越えて行われる緊急輸送の確保その他の災害応急対策（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十条第一項に規定する災害応急対策をいう。）であつて、港湾施設を使用して行うものとして国土交通省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の実施のため必要があると認めるときは、第五十四条第一項の規定にかかわらず、港湾広域防災区域（港湾区域、臨港地区又は第二条第六項の規定により国土交通大臣の認定した港湾施設の区域のうち、港湾施設の利用、配置その他の状況により、広域災害応急対策を実施するために特に必要があると認めて国土交通大臣があらかじめ告示した区域をいう。以下この条において同じ。）内における第五十二条に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設のうち、広域災害応急対策の実施のため必要なものとして国土交通省令で定めるもの（以下この条において「港湾広域防災施設」という。）について、期間を定めて、自ら管理することができる。

2 国土交通大臣は、港湾広域防災区域を定めようとするときは、あらかじめ、港湾広域防災施設が設置されている港湾の港湾管理者に協議し、その同意を得るものとする。

3 国土交通大臣は、港湾広域防災区域を定めたときは、遅滞なく、当該港湾広域防災区域の範囲を告示しなければならない。

4 前二項の規定は、港湾広域防災区域の変更又は廃止について準用する。

5 国土交通大臣は、第一項の規定により港湾広域防災施設の管理を開始したときは、遅滞なく、当該港湾広域防災施設を管理する期間その他国土交通省令で定める事項を告示しなければならない。

6 国土交通大臣は、第一項の規定により港湾広域防災施設を管理するときは、当該港湾広域防災施設が設置されている港湾の港湾管理者に対し、広域災害応急対策を実施するために必要な措置（次項に規定するものを除く。）をとるべきことを要請することができる。

7 国土交通大臣は、第一項の規定により港湾広域防災施設を管理する場合において、広域災害応急対策を実施するためやむを得ない必要があるときは、港湾広域防災区域内において、他人の土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。

第五十五条の四第一項中「前二条」を「第五十五条の二第一項、第五十五条の三第一項又は前条第七項」に改める。

第六十条第四号中「第四十四条の二第三項」を「第四十四条の二第四項」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の港湾法（次項において「旧法」という。）第四十四条の二第二項の同意を得ている料率は、この法律による改正後の港湾法（次項において「新法」という。）第四十四条の二第二項の同意を得た料率の上限及び同条第三項の規定により届け出た料率とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第四十四条の二

第二項の規定によりされている協議の申出は、国土交通省令で定めるところにより、新法第四十四条の二第二項の規定によりされた協議の申出又は同条第三項の規定によりした届出とみなす。

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律の一部改正）

第四条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「第五十条の二第六項」を「第五十条の二第六項第一号」に改める。